

軽井沢町一般廃棄物処理基本計画【概要版】

令和6年3月

1. 計画策定の趣旨

新型コロナウイルス感染症が5類へと移行し、今後の観光客数は、感染拡大前の年間 870 万人を超えることが予想されます。このような状況で循環型社会を構築するためには、町民及び別荘所有者（以下「住民」という。）と事業者及び町が協働で廃棄物問題の解決に向け、それぞれの役割分担を明確にして取り組んでいく必要があります。

そこで、ごみの減量化・資源化及び適正処理・処分の推進並びに生活排水の適正処理・水質汚濁防止を目的に一般廃棄物処理基本計画を策定し、環境保全及び減量化・再生利用に関する具体的な施策を総合的に整理します。

2. 計画の範囲

本計画は、一般廃棄物のうち、ごみ処理に関する事項（ごみ処理基本計画）と生活排水処理に関する事項（生活排水処理基本計画）、災害発生時のごみ処理に関する事項（災害廃棄物処理計画）で構成します。

3. 計画目標年度

本計画は、令和元年度を初年度とし、令和 10 年度までを計画期間とするものであり、計画策定から 5 年が経過し、中間見直しを行うものです。

今後、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うこととします。



ごみ処理基本計画

1. 基本方針

循環型社会の実現のためには、発生抑制に努め、どうしても出てしまったごみはできるだけ資源化に努めることが必要です。本計画では、以下に示す項目を基本方針とし、より環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進していきます。

基本方針Ⅰ：リデュース（Reduce、排出抑制）、リユース（Reuse、再使用）の積極的な推進

住民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、4R（Refuse（断る）、Reduce（排出抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用））に先立ち、“できるだけごみにしない”という、ごみの発生自体を抑制するリデュース及びリユースの取組を積極的に進めます。

- 住民・事業者・行政がそれぞれの役割を分担し、連携してまずはリデュース、リユースに取り組めます。
- 生ごみを削減するため、水切り、自家処理、食べ残しを減らそう県民運動※を推進します。
- リデュース、リユースの一層の推進を図るため積極的な啓発を行います。
- ごみ分別ガイドブックを住民がわかりやすい内容に見直し、分別意識の啓発を推進します。
- 町内に資源ごみ回収ボックスを設置し、資源ごみを持ち込みやすい環境を構築します。
- 事業系ごみは、原則として事業者の自己責任で処理することを周知し、適正処理の徹底、減量・資源化の促進を指導します。

※長野県では、平成22年度（平成28年2月より名称を「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」に変更）から食品ロスの削減を目指し、飲食店や宿泊事業者の皆様にもご協力いただき「食べ残しを減らそう県民運動」を実施しています。

基本方針Ⅱ：安全、安定、かつ安心なごみ処理の推進

環境負荷をできる限り軽減し、安全、安定、かつ安心なごみ処理・処分の実施や施設の適正な維持管理に努めます。

- 効果的な分別収集方法を検討します。
- 環境負荷の少ないごみ処理を実施します。
- 安全、安定、かつ安心な処理と施設の適正な維持管理を実施します。
- 広域処理体制の構築を推進します。

2. 基本目標

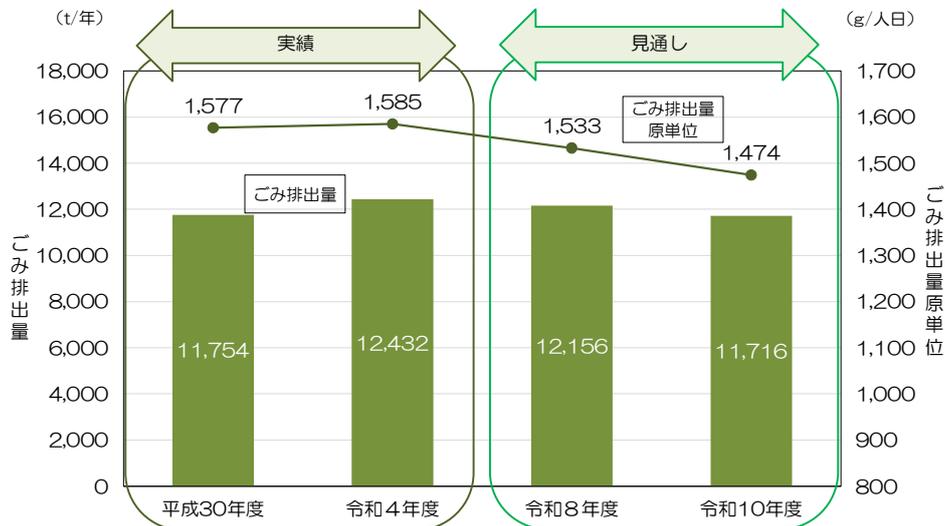
環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進するため、以下の目標を設定し、排出抑制や資源化を進めます。

ごみ排出量（トン/年）： 12,432トン（令和4年度）⇒ 11,716トン（令和10年度）
 ごみ排出量原単位（グラム/人日）：1,585グラム（令和4年度）⇒ 1,474グラム（令和10年度）
 リサイクル率（％）： 27.3％（令和4年度）⇒ 31.7％（令和10年度）

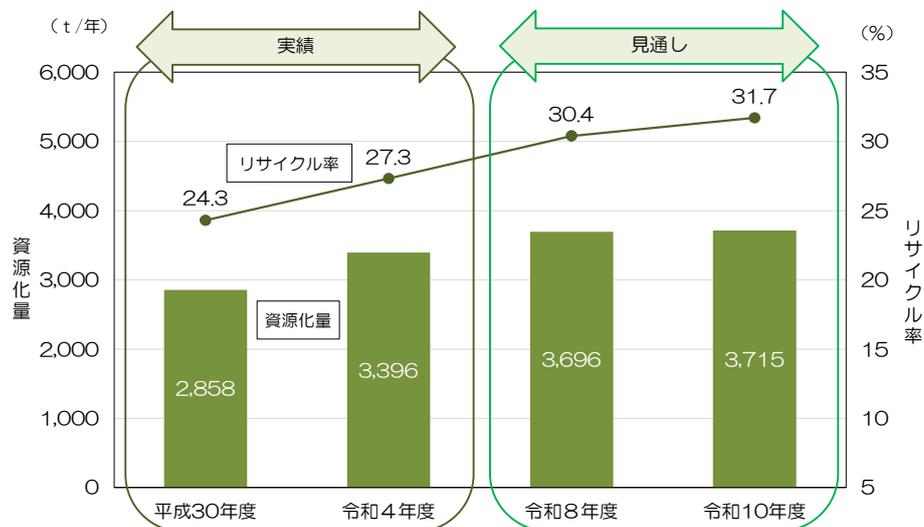
3. 目標を達成した場合のごみ排出量の見通し

基本目標を達成した場合のごみ排出量、資源化量、リサイクル率の見通しをします。

1) ごみ排出量



2) 資源化量とリサイクル率



4. ごみの排出抑制のための取組

町は、町内におけるごみの排出抑制に関し、普及啓発や情報提供、環境教育を行うことにより住民の自主的な取組を促進することとします。

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、廃棄物の減量に努めることが義務付けられています。事業活動による廃棄物の排出抑制、資源化を推進するため、以下のような活動に積極的に取り組みます。

住民は、商品の購入に当たっては、容器包装廃棄物の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努めるとともに、商品の使用に当たっては、故障時の修理の励行等により、なるべく長期間使用することに努め、排出するごみの抑制に努めます。

町の役割	
①	分別収集の徹底
②	不用品の再活用
③	環境物品の購入促進
④	生活系生ごみの減量化及び資源化
⑤	食品ロスの削減
⑥	事業系生ごみの資源化
⑦	事業系ごみの適正処理の促進
⑧	廃食用油の回収の促進
⑨	資源ごみの集団回収の促進
⑩	環境教育の促進
⑪	ごみ処理有料化の価格見直し
⑫	不法投棄対策
事業者の役割	
①	発生源における排出抑制
②	過剰包装の抑制
③	流通包装廃棄物の排出抑制、リターナブル容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制
④	環境物品の使用促進、使い捨て品の使用抑制
⑤	食品廃棄物の排出抑制
⑥	食品廃棄物のリサイクル
住民の役割	
①	環境に配慮した物品の購入
②	使い捨ての抑制
③	生ごみの削減
④	町の施策への協力

生活排水処理基本計画

1. 基本方針

①事業の連携による効率的な生活排水処理の推進

公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業の調整を図り、地域の特性、効率性に配慮した計画的な生活排水処理を推進します。

②公共下水道の接続促進

- 公共下水道事業は、全体計画を適宜見直ししながら、適正な事業推進を図ります。
- 公共下水道の供用開始区域において接続促進を図るため、排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給を行います。
- 最終処理汚泥については、二次製品への活用等再利用を推進します。
- ストックマネジメント事業に必要な調査を行い、計画的な施設の改築を図ります。

③合併処理浄化槽の設置促進と維持管理の徹底

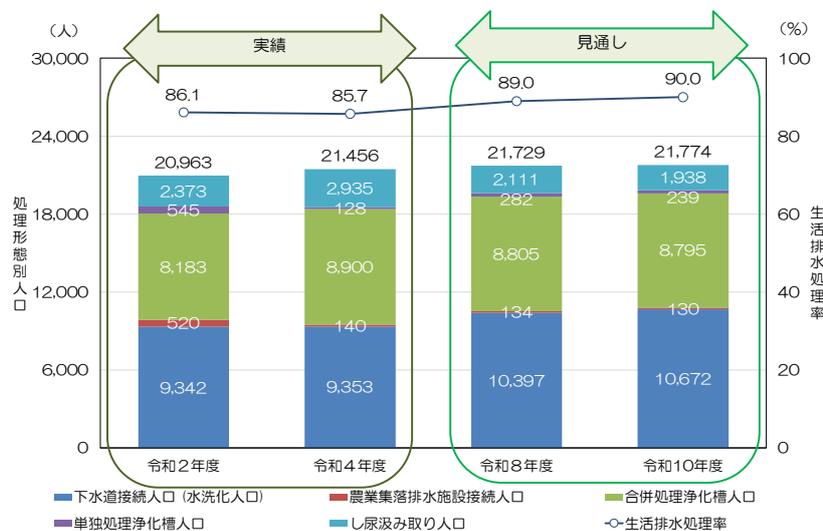
下水道整備区域外において合併処理浄化槽の設置促進を図るとともに、維持管理指導を推進します。

2. 生活排水処理の目標

公共下水道への接続、合併処理浄化槽の設置促進を図り、以下の目標を設定し、生活排水処理率の向上に努めます。

生活排水処理率（％）： 85.7％（令和4年度）⇒ 90.0％（令和10年度）

3. 処理形態別人口の見通し



4. し尿・汚泥処理計画

1) 収集・運搬計画について

し尿及び浄化槽・農集汚泥の収集・運搬は現行どおり許可業者によって行います。合併処理浄化槽の普及により、浄化槽汚泥の収集量が増加することが予想されるため、収集の合理化を図ります。

また、別荘が多く、大部分の別荘が浄化槽（単独・合併）により処理を行っているため、別荘を考慮した効率的かつ安定的な収集運搬体制を構築します。

2) 処理計画

し尿及び浄化槽・農集汚泥の中間処理・最終処分は現行どおり浅麓汚泥再生処理センターで行います。

下水道汚泥は民間施設で焼却処分し、セメント材料にリサイクルします。

3) 施設整備計画

処理施設の種類	計画処理区域	処理計画人口	整備予定年度
合併処理浄化槽	下水道事業認可区域及び 農業集落排水事業を除く全町区域	7,000人	令和10年度
公共下水道	軽井沢処理区 軽井沢西処理区	10,410人 4,000人	令和12年度
農業集落排水処理施設	杉瓜処理区 茂沢処理区	80人 200人	整備完了（平成9年度） 整備完了（平成14年度）

災害廃棄物処理計画

1. 基本方針

区分	基本方針
①衛生的な環境の確保	廃棄物の腐敗により生活環境が悪化することに伴う感染症の発生・蔓延を防止するため、生ごみ等の腐敗性のある廃棄物については優先的に処理します。
②迅速な対応・処理の推進	早期の復旧・復興を図るため、変化する状況に対応し、かつ災害廃棄物の処理の緊急性や容易性を考慮しながら、合理的な処理方法を選定し、迅速な処理を行います。
③計画的な処理の実施	佐久市・北佐久郡環境施設組合と災害時にも連携するとともに、各市町の災害廃棄物の量や施設の処理能力を踏まえつつ、計画的・効率的に処理を行っていきます。
④安全な作業の確保	災害廃棄物の処理にあたっては、作業員の安全と衛生の確保に努めます。
⑤環境に配慮した処理	粉じんや石綿の飛散、不法投棄や野焼きの防止とともに、騒音・振動、臭気、大気質、水質、土壌等の環境モニタリングを実施する等、周辺の生活環境への影響に十分配慮します。
⑥再資源化の推進	災害廃棄物の処理にあたっては、最終処分量をできるだけ少なくする観点から、仮置場における分別の徹底等により、可能な限り再資源化に努めます。
⑦県への事務委託	町の行政機能が喪失した場合には、県へ事務委託し、災害廃棄物処理を行います。

2. 対象とする災害

本計画では、軽井沢町地域防災計画を踏まえ、風水害、地震災害及び火山災害を想定します。なお、その他の災害である雪害、航空災害、道路災害、鉄道災害及び危険物等災害時の対応も本計画によるものとします。

災害の種類	概要
風水害等	大雨、台風、雷雨等による多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れ等の被害
地震災害	地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害
火山災害	浅間山の噴火に伴う降下火砕物等の火山噴火災害要因による被害

3. 災害による被害状況の概要及び災害廃棄物発生見込量

地震災害については、その発生場所、規模等について次の想定の下、災害廃棄物発生見込量が検討されています。

想定地震	震源諸元	マグニチュード	最大震度	長さ(km)	位置等
長野盆地西縁断層帯		7.8	5強	58	飯山市～長野市
糸魚川－静岡構造線	全体	8.5	5強	150	小谷村～富士見町
	北側	8.0	5弱	84	小谷村～松本市
	南側	7.9	5弱	66	安曇野市～富士見町
伊那谷断層帯		8.0	5弱	79	辰野町～平谷村
阿寺断層系（南部）		7.8	4	79	岐阜県中津川市（旧山口村）～岐阜県下呂市
木曾山脈西縁断層帯（北部）		7.5	5弱	40	木曾町～南木曾町
境峠・神谷断層帯		7.6	4	47	松本市～伊那市
想定東海地震		8.0	5弱	-	
南海トラフ		9.0	5強	-	

これらの中で、町に最も大きな影響を及ぼすと予測されているのは「糸魚川－静岡構造線（全体）の地震」です。

建物被害として、揺れによる半壊、土砂災害による全壊・半壊は発生すると考えられますが、被害が最も大きいと予測されている条件でも災害廃棄物発生量は10トンの見込みです。これは、町が通常処理している一般廃棄物（令和4年度年間 12,432 トン）と比較しても多い量ではありませんが、大部分が通常は処理しないがれき類と考えられます。

風水害等その他の災害は、地震災害のような個別災害の想定がありません。そこで、発災当初に収集した被災情報等を基に災害廃棄物の発生見込量の推計を行い、処理を進める中で適宜推計の見直しを行いつつ、災害廃棄物の処理を行います。

4. 発災後の処理の流れ

発災後は、職員安全確保・安否確認を行った後、被災状況等に関する情報収集、災害廃棄物発生量の推計、生活ごみ及び避難所ごみ処理体制の検討、臨時集積所及び仮置場の検討等、被災状況や復旧状況を把握しつつ、収集スケジュールや処理フローを含め、災害廃棄物処理実行計画の作成・見直しを進めつつ、災害廃棄物処理を進めていくことが必要となります。

